

『静岡県障がい者共生のまちづくり計画（仮称）』の基本理念等【H30～32(3ヵ年)】

基本理念

障害者基本法の目的 + 静岡県第3次総合計画 重点プロジェクト～「つながる力」による暮らしの充実～ 共生社会

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点

障害者計画

①障害者権利条約の理念の尊重
(1)障害を理由とする差別の解消
(2)共生社会の実現

②社会のあらゆる場面における
アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上

④障害特性等に配慮したきめ細かい支援

③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

⑤性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害福祉計画
障害児福祉計画

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②地域共生社会の実現に向けた取組

③市町村を基本とした身近な実施主体と、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

④入所等から地域生活への移行、地域生活の
継続の支援、就労支援等の課題に対応した
サービス提供体制の整備

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

基本目標 1

障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

基本目標 2

社会生活におけるアクセシビリティを向上させること

基本目標 3

多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

基本目標は、
すべての施策分野に
共通する

施策
分野